
各支援機関の連携による 障害者就労支援マニュアル

障害者の「働く」を支える体制づくり

(令和 7 年 5 月改訂)

はじめに

障害者就労支援施策の充実や障害者の就労意欲の高まりを受け、企業や就労継続支援事業所において働く障害者の数は年々増加しています。

こうした中、働くにあたってきめ細かな支援が必要な障害者の数も増加しており、各支援機関の連携による支援の必要性が高まっています。

また、平成27年4月から、障害福祉サービスの利用者全員についてサービス等利用計画を作成することとなるとともに、就労継続支援B型事業の利用者については、就労面のアセスメントを就労移行支援事業所等が行うことが必須となっています。

本マニュアルは、こうした状況を踏まえ、自治体や各支援機関が障害者の就労支援を行うにあたって参考としていただけるよう、各支援機関の連携による支援のあり方と連携体制の構築、支援の前提となるアセスメントの実施方法とアセスメント結果の活用方法についてとりまとめたものです。

(補足)

令和7年10月から就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は従来の就労アセスメントに代わり、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となります。ただし、近隣に就労選択支援事業所がない場合等は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が引き続き認められます。この場合の就労移行支援事業所等による就労アセスメントの実施方法等については、引き続き従前のとおりですので、本マニュアルを参考としていただきますようお願いいたします。(令和7年5月追記)

1 各支援機関の連携による障害者就労支援

障害者の就労支援とアセスメント

- 障害者の「働く場」としては、一般就労のほか、就労継続支援事業所（A型・B型）などがありますが、障害者がその能力を最大限に発揮して働くことができるようにするためには、以下のような支援を各支援機関が連携して行うことが必要です。

① 障害者がそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援

- ・ 適切な障害福祉サービスの利用に向けた支援
- ・ 一般就労への移行に向けた支援

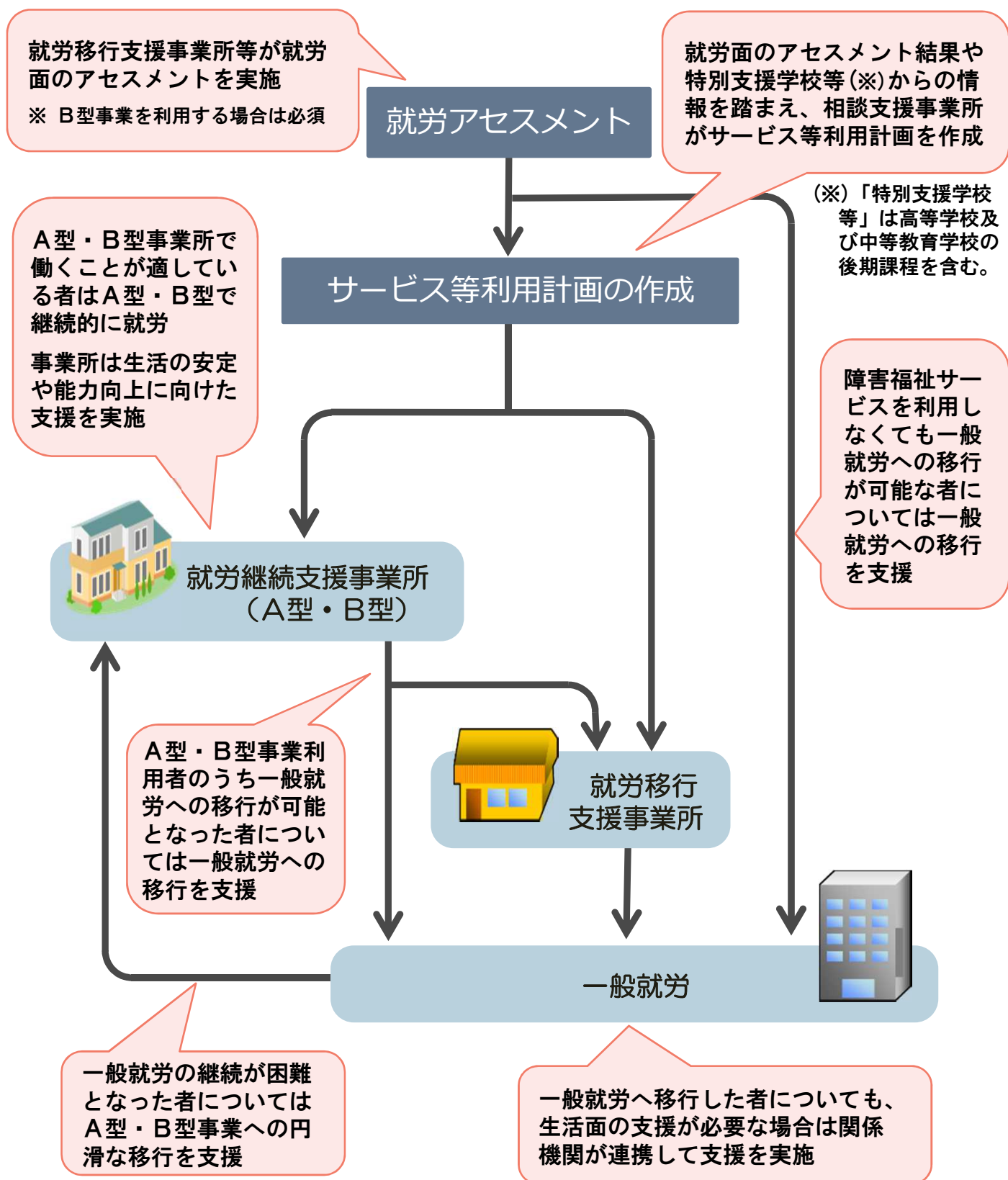
② 障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援

- ・ 生活面の課題の解決に向けた支援
- ・ 就労能力の向上に向けた支援

- こういった支援は、支援対象者の就労能力や生活の状況を踏まえて行われる必要があるため、支援の開始にあたって、支援対象者の就労面や生活面に関する情報をアセスメントにより把握しておくことが不可欠です。

- アセスメントにより把握された情報は、一連の就労支援が行われる中で、各機関によって共有・更新され、長期間にわたって活用されることとなります。

各支援機関の連携による就労支援のイメージ



各支援機関の連携による支援の流れ

特別支援学校の卒業生がB型事業所の利用を経て一般就労に至った場合を例にとって各支援機関の連携による支援の流れを示すと、以下のようになります。

就労アセスメントの実施

- 就労移行支援事業所等が、面談や作業観察によるアセスメントを行い、支援対象者の就労面の情報（作業能力、就労意欲、集中力等）を把握。

※ 本マニュアルでは、上記のようなアセスメントを「就労アセスメント」と呼びます。

平成29年度から、特別支援学校等の高等部等の在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、特別支援学校等から本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、就労アセスメントを受けたとみなすことができることとしました。



サービス等利用計画の作成

- 相談支援事業所が、就労移行支援事業所等から提供された就労面の情報（アセスメント結果）と特別支援学校から提供された「個別の教育支援計画」等の生活面の情報を踏まえ、サービス等利用計画を作成。



安定した就労と働く力の向上に向けた支援

- B型事業所が、サービス等利用計画に沿った個別支援計画を作成し、利用者の安定就労に向けた生活面の支援及び就労能力の向上に向けた支援を実施。



モニタリングの実施と一般就労への移行に向けた支援

- 相談支援事業所が定期的にモニタリングを実施し、利用者の就労能力や希望の変化を把握。利用者が一般就労を目指せる状態になっている場合、B型事業所や各支援機関が連携して一般就労への移行を支援。



職場定着支援及び一般就労の継続が困難となった場合の対応

- 一般就労への移行後も、必要に応じて各支援機関が職場定着支援を行うほか、一般就労の継続が困難となった場合はA型・B型等への円滑な移行を支援。

各支援の実施にあたっての考え方・留意点

前ページでお示した各支援の実施にあたっての考え方や留意点は以下のとおりです。

就労アセスメントの実施

- 働くことを希望する障害者が適切な「働く場」（一般就労、A型事業所、B型事業所等）を選択することを支援するためには、その障害者の就労面や生活面に関する情報を把握しておくことが必要です。
- 支援対象者を長期間にわたって支援している機関（特別支援学校等）がある場合は、生活面の情報はその機関が把握していますが、就労面に関する客観的な情報（作業能力、就労意欲、集中力等）は、作業場面における観察によって改めて把握する必要があります。
- このため、就労経験がない者（50歳以上の者や障害基礎年金1級受給者を除く）がB型事業を利用する場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを実施することが必須とされています。
- 就労アセスメントを行った就労移行支援事業所等は、アセスメント結果を相談支援事業所に提供します。また、支援対象者を長期間にわたって支援している機関（特別支援学校等）は、「個別の教育支援計画」等の生活面に関する情報（生活習慣、家庭の状況等）を相談支援事業所に提供します。
 - ※ 支援対象者に関する情報の提供・共有を行うにあたっては、本人の同意を得ておく必要があります。

※令和7年10月以降の就労アセスメントの取扱いについては1頁目の補足に記載のとおりです。
(令和7年5月追記)

サービス等利用計画の作成

- 相談支援事業所は、
 - ① 就労移行支援事業所等から提供された就労アセスメントの結果
 - ② 特別支援学校等から提供された「個別の教育支援計画」等の生活面の情報
 - ③ 相談支援事業所みずからが実施したアセスメントの結果を踏まえ、適切なサービス利用に向けたサービス等利用計画を作成します。
- 相談支援事業所がサービス等利用計画を作成する際には、支援対象者の将来の一般就労への移行も視野に入れた長期的な視点が必要です。（17ページ参照）
- 相談支援事業所は、サービス等利用計画とともに、支援対象者に関する情報（上記①～③）を、本人の同意を得た上で、支援対象者が利用するサービス事業所に提供します。

安定した就労と働く力の向上に向けた支援

- 支援対象者が利用するサービス事業所は、相談支援事業所から提供された利用者に関する情報を活用し、サービス等利用計画に記載された目標（将来の一般就労への移行など）を実現するための個別支援計画を作成します。
- また、この情報は、サービス事業所が能力向上や安定就労のための支援を行う際にも活用します（例：就労アセスメント結果と現在のアセスメント結果を比較することにより、利用者の能力向上の程度や支援を強化すべき項目を把握する等）。
- サービス事業所が利用者に支援を行っていく中で、利用者の就労能力や生活状況等に変化がみられた場合は、相談支援事業所から提供された利用者に関する情報に新たな情報を追加・更新していきます。

モニタリングの実施と一般就労への移行に向けた支援

- 相談支援事業所がモニタリングを実施する際には、サービス利用開始前のアセスメント結果と、サービス事業所が追加・更新した利用者に関する情報を活用します（例：利用開始前の情報とサービス事業所が追加・更新した情報を比較し、長期的な目標の実現への進捗状況を確認するなど）。
- 利用者が一般就労への移行を目指す準備が整った場合は、サービス事業所は、相談支援事業所や就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携して、一般就労への移行に向けた支援を行います。

職場定着支援及び一般就労の継続が困難となった場合の対応

- 一般就労に移行した者に対して就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターが職場定着支援を行う際にも、利用者に関する情報を活用します。
- 職場定着のために障害福祉サービスの利用が必要な場合や、一般就労の継続が困難となった者がA型事業所やB型事業所に移行する場合に、相談支援事業所がサービス等利用計画を作成するにあたって、それまでに蓄積された利用者に関する情報を活用します。

2 就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメント

アセスメントの対象者

- 就労継続支援B型事業は、以下の①～③のいずれかに該当する者が利用対象となっています。
 - ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
 - ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
 - ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する者
- このため、上記①、②のいずれにも該当しない者が就労継続支援B型事業の利用を希望する場合は、利用に先立ち、就労移行支援事業所等によるアセスメントを受ける必要があります。

就労アセスメント実施機関

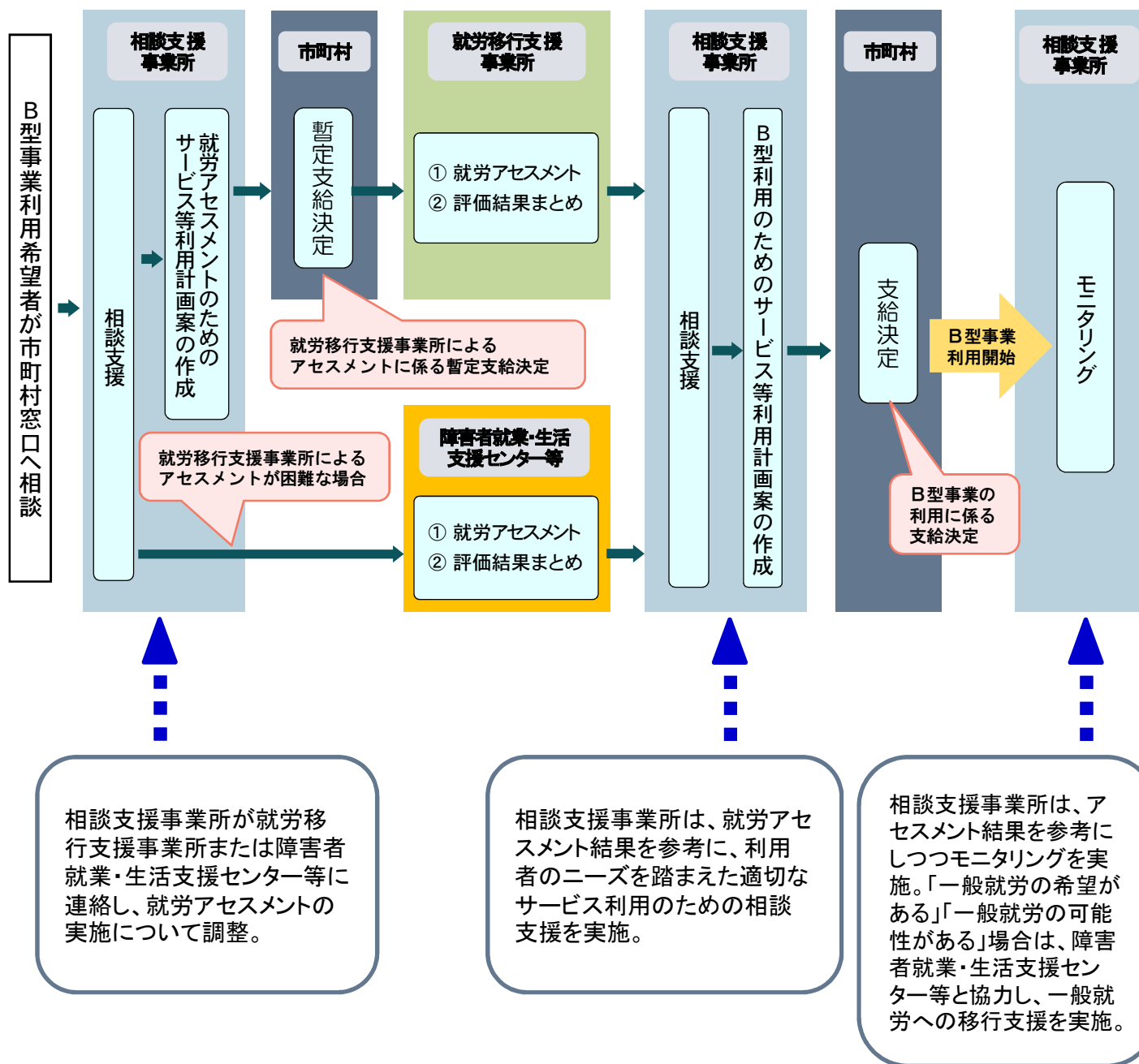
- 就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントは、原則として就労移行支援事業所が行うこととなっています。
- ただし、地域の状況や利用者の事情等により就労移行支援事業所によるアセスメントを行うことが困難な場合は、例外的に障害者就業・生活支援センター等がアセスメントを行うことも可能です。

標準的な就労アセスメント実施期間

- 就労移行支援事業所等によるアセスメントの標準的な実施期間は、約1カ月間です。（詳しくは「就労移行支援事業所によるアセスメント実施マニュアル」をご参照ください）
- ただし、地域的な事情や家族の状況等により標準的なアセスメント実施期間の確保が困難な場合は、実施期間を短縮することも可能です。

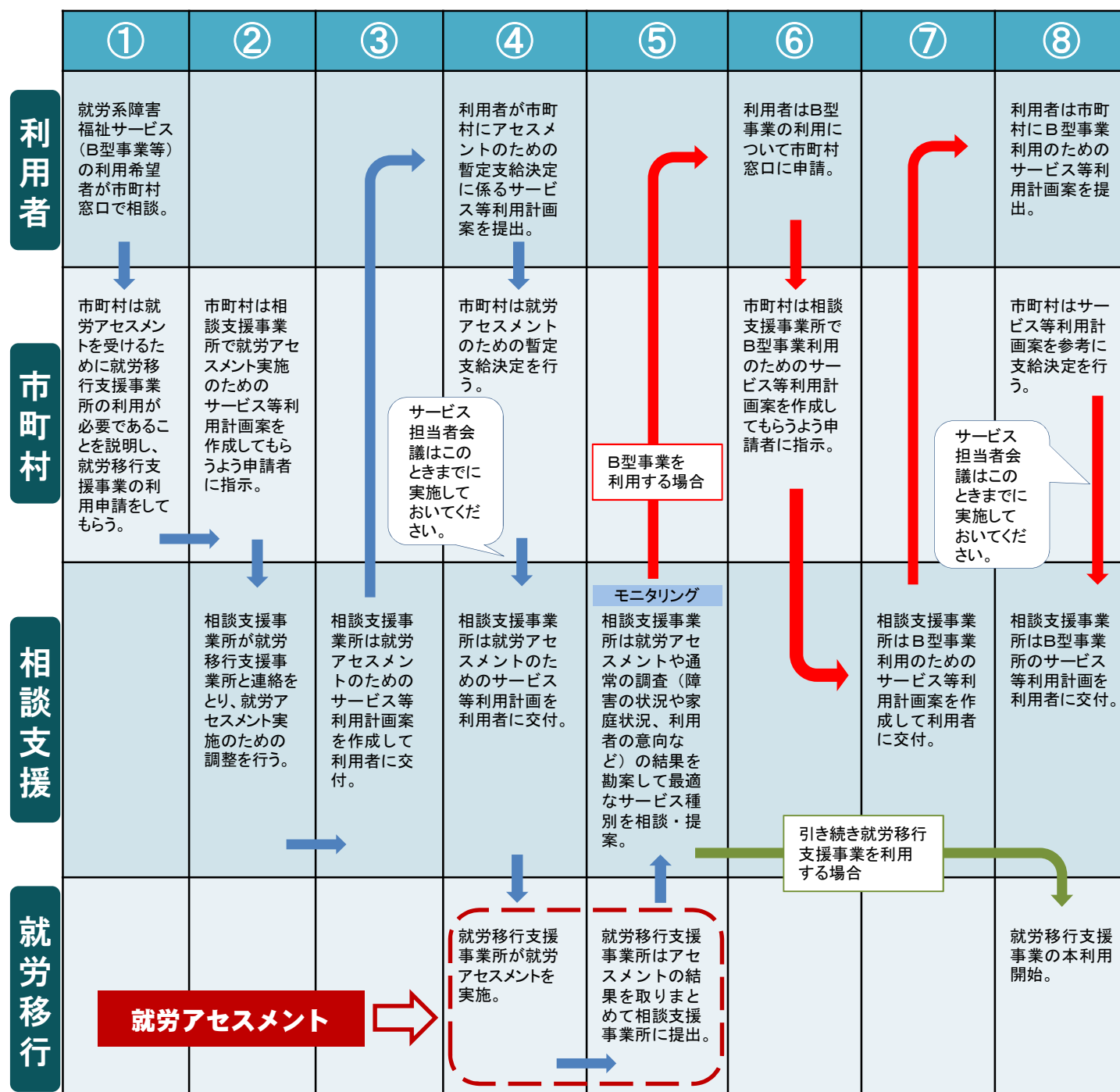
B型事業利用希望者の利用相談から利用後までの流れ

- 就労アセスメントが必要な者が就労継続支援B型事業の利用を希望する場合のサービス利用相談から利用後までのおおまかな流れは以下のとおりです。



B型事業利用までの流れの詳細

- B型事業所の利用相談から就労移行支援事業所によるアセスメントを経て、B型事業の利用開始に至るまでの流れの詳細は、以下のようになります。



就労アセスメントを円滑に実施するための工夫の例

- 就労移行支援事業所等によるアセスメントを円滑に実施するための工夫としては、以下のようなものが考えられます。
- こういった工夫を行うにあたっては、自治体が中心となって、関係機関と調整を行っておく必要があります。

学校等での集団手続き

- 相談支援事業所と自治体の担当者が特別支援学校等に出向き、B型事業の利用希望のある生徒を対象に、集団での事前説明、就労アセスメントに係る就労移行支援事業の利用申請、面談、サービス等利用計画案の作成までを行う。

施設外支援の活用

- 就労移行支援事業所が、利用者の通所しやすい場所（特別支援学校等の生徒であれば、在籍している特別支援学校等）に出向き、施設外支援として就労アセスメントを行う。

児童相談所長の意見書の一括発出の依頼

- 18歳未満の者が就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける場合に必要となる児童相談所長の意見書について、18歳未満でアセスメントを希望する者の情報を自治体が特別支援学校等から把握し、一覧名簿を作成して、児童相談所長に対して一括して意見書を発出してもらうよう依頼。（19ページ参照）

就労アセスメントの実施に向けた体制整備

- 就労アセスメントが各地域で円滑に行われるようにするためには、関係機関が連携体制を構築し、地域全体で取り組むことが不可欠です。その際には、以下のような流れで取り組むことも有効です。

① アセスメント体制構築に向けた検討会の設置

- ・ 自治体と協議会が中心となり、相談支援事業所や就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、A型・B型事業所、特別支援学校等、病院等の関係機関が参加する検討会を設置。

② 勉強会の開催

- ・ 検討会において、本マニュアル及び「就労移行支援事業所によるアセスメント実施マニュアル」「障害者就業・生活支援センターモデル事業報告書」等を活用し、勉強会を開催。

③ 地域の社会資源等の把握

- ・ 地域の就労移行支援事業所のアセスメント実施可能件数、障害者就業・生活支援センターによる支援体制、アセスメント実施件数の見込み等を把握。

④ 関係機関の役割分担や円滑な実施のための工夫の検討

- ・ 自治体が中心となり関係機関の役割分担を決めるほか、アセスメントの円滑な実施のための工夫について検討。

⑤ アセスメント体制の改善

- ・ アセスメントを一定の件数実施した後、検討会において、連携にあたって課題となった点やアセスメントの実施による効果等を共有し、アセスメント体制の改善策を検討。

アセスメント

Q & A

よくあるご質問

Q & A よくあるご質問

Q 就労アセスメントの目的を教えてください。

A 就労アセスメントは、各支援機関による継続的な就労支援に必要な情報のうち、就労面に関する情報を把握するために実施します。

- 障害者に対して適切な就労支援を行うためには、支援対象者の就労面や生活面に関する多面的な情報を把握しておくことが必要です。
- これらの情報のうち、生活面の情報については、支援対象者を長期間にわたって支援している機関（特別支援学校等）から把握することができますが、就労面に関する客観的な情報（作業能力、就労意欲、集中力等）は、作業場面における観察によって別途把握する必要があります。
- このため、就労経験のない者（50歳以上の者や障害基礎年金1級受給者を除く）がB型事業の利用を希望する場合については、就労アセスメント機能を有する就労移行支援事業所等がアセスメントを行い、就労面の情報の把握を行うこととなっています。

※令和7年10月以降の就労アセスメントの取扱いについては1頁目の補足に記載のとおりです。
(令和7年5月追記)

Q & A よくあるご質問

Q

就労アセスメントの結果はどのように活用されるのですか？

A

就労アセスメントの結果は、各支援機関による一連の就労支援において活用されます。

- 就労アセスメントの結果は、支援対象者を長期間にわたって支援している機関からの情報や、相談支援事業所によるアセスメントの結果とあわせて、各支援機関が行う以下のような一連の就労支援において活用されます。
 - ・ 相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成
 - ・ 就労継続支援事業所利用者の能力向上に向けた支援
 - ・ 就労継続支援事業所利用者の安定就労に向けた支援
 - ・ 相談支援事業所によるモニタリング
 - ・ 一般就労への移行支援
 - ・ 一般就労移行後の職場定着支援
 - ・ 一般就労の継続が困難となった者が就労継続支援事業等に円滑に移行できるようにするための支援
- なお、就労アセスメントは、まず最初に就労移行支援事業所等が実施しますが、それ以降は、各支援機関が支援を行う中で把握された情報が追加・更新されることとなります。

Q & A よくあるご質問

Q

就労移行支援事業所等による1カ月程度のアセスメントで、支援対象者が一般就労可能かどうかを判定することができるのですか？

A

就労移行支援事業所等による就労アセスメントは、単に一般就労が可能かどうかを判定するために行うものではありません。

- 就労移行支援事業所等による就労アセスメントは、就労支援に必要な情報を把握するために行うものです。
- 支援対象者が、適切な「働く場」（一般就労、A型事業、B型事業など）を選択するための支援は、相談支援事業所が、就労アセスメントの結果や特別支援学校等からの情報を参考に行います。

Q & A よくあるご質問

Q

一般就労が明らかに困難な者についても就労アセスメントを実施する必要があるのですか？

A

就労アセスメントの結果は、就労継続支援事業の利用者の安定就労や能力向上に向けた支援や、長期にわたる一般就労への移行支援に活用されます。

- 就労継続支援事業の利用者については、安定して働けるようにするための生活支援や、能力の向上に向けた支援を行う必要がありますが、就労アセスメントの結果は、こういった支援を行う際に活用されます。
- また、アセスメントの実施時点において直接または就労移行支援事業を利用して一般就労をめざすことが困難だと判断された者についても、就労継続支援事業を利用して能力の向上を図るうちに一般就労をめざせるようになることは十分に考えられますが、この場合の一般就労への移行支援にも就労アセスメントの結果は活用されます。
- さらに、相談支援事業所は、就労アセスメントの結果を活用することにより、すぐに一般就労を目指すことが困難な者について、就労継続支援事業や自立訓練を活用して働く力を高めてから一般就労への移行をめざす等、長期的な視野にたったサービス等利用計画を作成することが可能になります。

Q & A よくあるご質問

Q

支援対象者が通える距離に就労移行支援事業所がありません。どのように対応したらよいでしょうか。

A

施設外支援を活用して、支援対象者が通える場所（特別支援学校等の生徒であれば、在籍する特別支援学校等）でアセスメントを行うなどの工夫を検討してください。

就労移行支援事業所によるアセスメントが困難な場合は、例外的に障害者就業・生活支援センター、自治体設置の就労支援センター及び障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関でアセスメントを行うことも可能です。

また、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたとみなすことができます。

- いずれの場合においても、課題の早期把握や進路の検討等のためにアセスメント結果を活用するものであることから、卒業年次よりも前の年次も含め適切な時期にアセスメントを実施するとともに、施設外支援を活用して特別支援学校等でアセスメントを行う場合や、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントを行う場合は、自治体、就労移行支援事業所、特別支援学校等、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が事前に綿密な調整を行うようにしてください。

（平成29年3月 改訂）

Q & A よくあるご質問

Q 18歳未満の者が就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける場合、どのようにしたらよいでしょうか。

A 児童相談所長の意見書が必要です。ただし、意見書の一括発出を自治体から依頼する等により事務負担を軽減する方法もあります。

- 18歳未満の者が就労アセスメントを利用する場合、就労移行支援事業の利用を適当と認める旨の意見書を児童相談所長から市町村長あてに発出してもらう必要があります（※）。

（※）15歳以上の障害児については、児童相談所長が障害者のサービスを受けることが適当と認め、その旨を市町村長に通知した場合は、この通知に係る障害児を障害者とみなして訓練等給付費等の対象とすることとなっています。

- この通知の発出を円滑に行うための工夫としては、自治体が、18歳未満で就労アセスメントを希望する生徒の情報を特別支援学校等から把握し、児童相談所長に対して就労移行支援事業の利用を適当と認める通知を一括して発出してもらうよう依頼することが考えられます。
- 児童相談所長への依頼文について参考様式を添付しましたので参考としてください。

参考様式

○○○○発第○○号 平成○○年○○月○○日 ○○児童相談所長 殿 ○○○○ 障害福祉課長 就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの実施に係る意見について (依頼) 下記の者については就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントのために 暫定支給決定による就労移行支援事業の利用を希望しております。 つきましては主旨をご勘案いただき、暫定支給決定による就労移行支援事業 の利用の要・不要につきまして、貴機関のご意見いただけますようご協力の程よ ろしくお願いいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <th style="width: 25%;">氏名</th> <th style="width: 25%;">生年月日</th> <th style="width: 25%;">住所</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	氏名	生年月日	住所	備考																									同 意 書 ○○児童相談所長 殿 私は就労継続支援B型事業を利用するために就労移 行支援事業所でアセスメントを受けることを希望します。 記 アセスメント希望者 本人署名欄 _____ 印 保護者署名欄 _____ 印
氏名	生年月日	住所	備考																										

○○○○発第○○号 平成○○年○○月○○日 ○○○○ 障害福祉課長殿 ○○児童相談所長 就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの実施に係る意見について (報告) 就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントのために暫定支給決定による就 労移行支援事業の利用を希望している者についての意見を下記にてご報告いたし ます。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 25%;">生年月日</th> <th style="width: 25%;">住 所</th> <th style="width: 25%;">就労移行支援の利用</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>要 ・ 不要</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>要 ・ 不要</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>要 ・ 不要</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>要 ・ 不要</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>要 ・ 不要</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>要 ・ 不要</td></tr> </table>	氏 名	生年月日	住 所	就労移行支援の利用				要 ・ 不要				要 ・ 不要				要 ・ 不要				要 ・ 不要				要 ・ 不要				要 ・ 不要	
氏 名	生年月日	住 所	就労移行支援の利用																										
			要 ・ 不要																										
			要 ・ 不要																										
			要 ・ 不要																										
			要 ・ 不要																										
			要 ・ 不要																										
			要 ・ 不要																										

Q & A よくあるご質問

Q

放課後等デイサービスを利用している児童について、障害者とみなして就労アセスメントのための暫定支給決定を行った場合、引き続き放課後等デイサービスを利用することはできますか？

A

就労移行支援事業を利用するために障害者とみなした場合であっても、引き続き放課後等デイサービスを利用することは可能です。

また、就労アセスメントのために就労移行支援を利用する場合に限り、同一日に放課後等デイサービスと就労移行支援事業を利用することが可能です。(令和7年10月以降の取扱い)

- **令和7年10月から、就労継続支援B型は就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となりますが、近隣に就労選択支援事業所が無い場合は、就労移行支援によるアセスメントを代わりに利用することになります。**

- **就労選択支援と放課後等デイサービスについては、支援内容・報酬に重なりがなく、同一日に利用することが可能となっています(※1)。**

就労移行支援によるアセスメントについても、放課後等デイサービスと支援内容・報酬に重なりはないと考えられることから、令和7年10月以降は、就労アセスメントのために就労移行支援を利用する場合に限り、就労移行支援と放課後等デイサービスを同一日に利用することが可能です(※2)。

※1 就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれないため

※2 就労アセスメント以外の就労移行支援は、従来どおり放課後等デイサービスと同一日の利用はできません。

(令和7年5月改訂)

Q & A よくあるご質問

Q

障害者とみなして就労アセスメントを行おうとする児童が児童養護施設に入所、または里親に委託をされている場合、どのような取扱いになりますか？

A

児童養護施設または里親に委託されており、自治体による措置の対象となっている児童については、措置の対象となったまま就労移行支援事業を利用することができます。

- 児童養護施設の入所児童や里親に委託をされている児童等、児童福祉法に基づき自治体による措置の対象となっている児童については、平成27年4月から措置の対象となったまま就労移行支援事業を利用することができます。

なお、障害児入所施設に措置入所している児童については、令和7年10月以降は、就労アセスメントのために就労移行支援を利用する場合に限り、就労移行支援と障害児入所施設を同一日に利用することが可能です（令和7年5月改定）。

（参考）平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長連名通知「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」平成27年6月4日一部改正

（平成29年3月及び令和7年5月改訂）

Q & A よくあるご質問

Q

平成27年3月31日までとされていた経過措置によりB型事業の利用を開始した者については、次回支給決定更新時に就労移行支援事業所によるアセスメントを受けなければいけませんか？

A

経過措置が適用され、就労移行支援事業所によるアセスメントを受けずにB型事業の利用を開始した者については、改めて就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける必要はありません。

- 平成18年10月31日付障発1031001「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の第二 3 (5) ① (四)に定める平成27年3月31日までの経過措置を適用し、B型事業の利用を開始した者については、経過措置を適用せずにB型事業の利用を開始した者と同様、改めて就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける必要はありません。
- 既にB型事業を利用している者については、これまでB型事業を利用する中で蓄積された情報を活用して支援を行っていきます。

(参考)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 最終改正 平成27年3月31日)(抄)

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1. 通則

(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(四)までに該当する利用者を除くことができるものとする。(以下、略)

(一) ～ (三) 略

(四) 3の(5)の①の(三)に規定する一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者

3. 訓練等給付費

(3) 就労移行支援サービス費

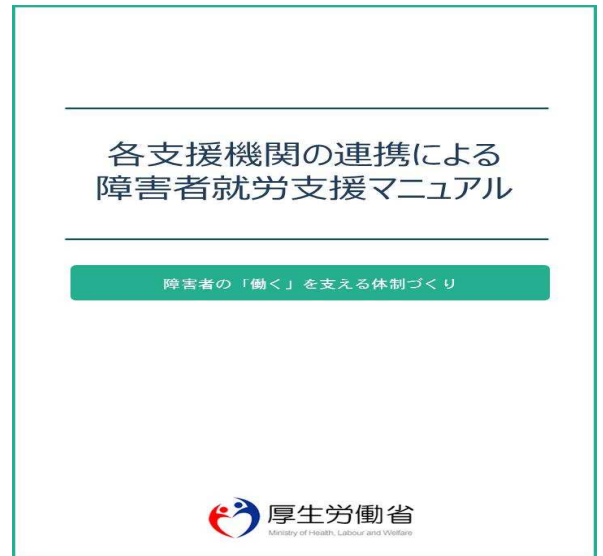
③ 就労定着支援体制加算の取扱い

(五) 報酬告示第12の3の就労定着支援体制加算について、就労移行支援事業所において、暫定支給決定により就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行った後、一般就労した者については、当該加算の算定の対象に含めないものとする。

(参考資料)

各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル

(平成27年3月16日各都道府県 指定都市 中核市 障害保健福祉主管課あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)



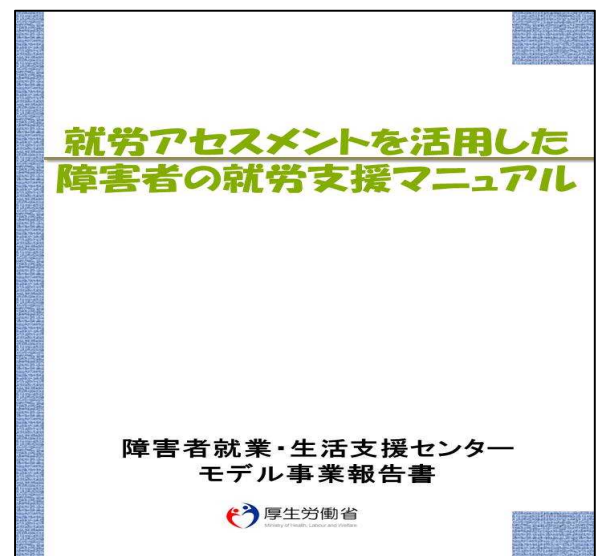
就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル

(平成27年4月22日各都道府県 指定都市 中核市 障害保健福祉主管課あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)



就労アセスメントを活用した障害者の就労支援マニュアル

(平成27年8月3日各都道府県 指定都市 中核市 障害保健福祉主管課あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)



(厚労省ホームページに掲載)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/shurou.html